第7章 豊後大野市再犯防止推進計画

# 第1節 計画策定の趣旨

### (1)計画策定の背景と趣旨

大分県では、これまでの犯罪・非行・被害防止対策の取り組みと多くの人のボランティア活動により、平成16年以降、刑法犯認知件数は減少傾向が続いています。令和2年には3,087件と、令和元年(3,018件)からわずかに増加に転じましたが、令和2年における犯罪率(一定人口に占める刑法犯の発生件数)は全国で4番目に低い値となっています55。

全国的に見ても、刑法犯検挙者数は減少傾向が続いていますが、再犯者数は微減にとどまっており、再犯者率で見ると上昇傾向が続いています<sup>56</sup>。犯罪や非行に陥った人に対する社会復帰支援が課題の一つとなっていることがうかがえる結果となっています。犯歴のある人の多くは、安定した仕事や住居がない、高齢である、障がいや依存症がある、十分な教育を受けていないなど様々な課題を抱えており、刑事手続終了後も立ち直りに向けた息の長い支援が求められます。

こうした状況を受けて、国では、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定し、平成29年12月には「再犯防止推進計画」を策定して、地方公共団体との連携強化を含む7つの重点課題の解消に向けた施策を取りまとめています。これを受けて、大分県でも平成31年4月に「大分県再犯防止推進計画」を策定し、再犯の防止等に関する施策の成果指標・目標値を定めるとともに、目標の達成に向けた市町村との連携強化等の施策を取りまとめています。

本市においても、国や県、警察等と連携しつつ、更生保護関係団体や社会福祉協議会等の地域ネットワークの力を借りながら、犯歴のある人が社会復帰に向けて進んでいくための仕組みづくりの推進と、社会の構成員として受け入れられる市民理解の促進を図ることで、誰一人取り残されることのない、安全で安心なやさしいまちづくりの推進を図るため、「豊後大野市再犯防止推進計画」(以下「再犯防止推進計画」という。)を策定します。

#### (2)計画の位置づけ(計画の法的根拠)

再犯防止推進計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項 に定める「地方再犯防止推進計画」として策定するものです。

<sup>55</sup> 大分県警察本部「大分県の犯罪概況(令和2年版)」

<sup>56</sup> 法務省「令和2年版再犯防止推進白書(令和元年度再犯の防止等に関する施策)」

### (3)計画の期間

再犯防止推進計画は、「第4期豊後大野市地域福祉計画」と合わせ、令和 4年度から令和8年度までの5か年とします。なお、必要に応じて随時見直 しを行います。

### (4) 計画に基づく再犯防止施策の対象者

再犯防止推進計画において「犯罪をした者等」とは、「再犯の防止等の推進に関する法律」第2条第1項で定める者で、犯罪をした者または非行少年57もしくは非行少年であった者を指します。

### (5) 計画の策定体制

市の関係課の担当者で構成する策定作業部会を設置し、関係者からのヒアリングなどを通じて計画素案の検討や資料作成等を行いました。

#### ■国の再犯防止推進計画における5つの基本方針■

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとすること。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

を言う。「触法少年」とは、刑罰法令に触れる行為をした 14 威木満の少年を言う。「虞犯少年」とは、一定の事由があって、その性格又は環境に照らして、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年を言う。

<sup>&</sup>lt;sup>57</sup> 犯罪少年、触法少年、虞犯少年の総称。「犯罪少年」とは、犯罪行為をした 14 歳以上 20 歳未満の少年を言う。「触法少年」とは、刑罰法令に触れる行為をした 14 歳未満の少年を言う。「虞犯少年」とは、一

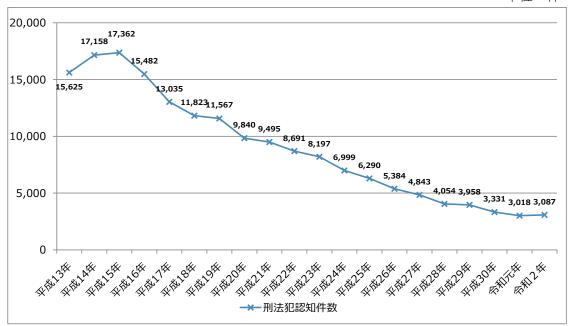
# 第2節 大分県・豊後大野市における犯罪情勢等

# (1) 大分県内における刑法犯認知件数

大分県内における刑法犯認知件数の推移を見ると、平成15年をピークに減 少傾向が長期にわたって続いており、令和元年、令和2年ともに3,000件あま りと、平成15年(17,362件)の5分の1以下となっています。

#### ■刑法犯認知件数の推移■

単位:件



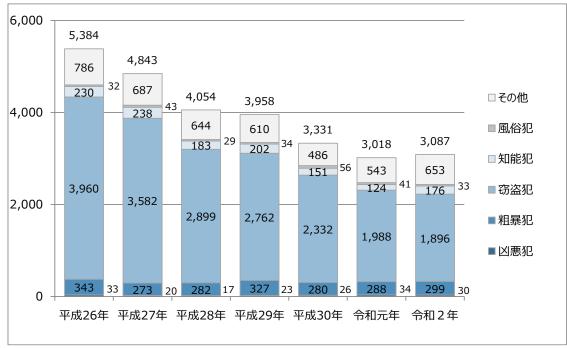
資料:大分県警察本部「大分県の犯罪概況」

# (2) 大分県内における刑法犯罪の内訳

平成26年以降の刑法犯罪の推移について、その内訳を見ると、「窃盗犯」の減少幅が特に大きく、令和2年には1,896件と、平成26年(3,960件)から半減しているのに対し、その他は大きな変動は見られません。

## ■刑法犯罪の内訳■

単位:件



資料:大分県警察本部「大分県の犯罪概況」

※「風俗犯 | …賭博、公然猥褻、強制猥褻など。

※「知能犯」…詐欺、横領、偽造、流職、背任など。

※「窃盗犯」…泥棒、ひったくりなど。

※「粗暴犯」…傷害、暴行、脅迫、恐喝、凶器準備集合など。

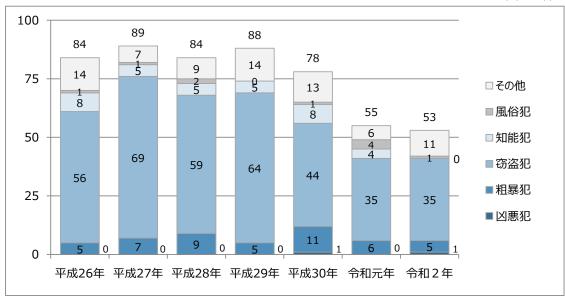
※「凶悪犯」…殺人、強盗、放火及び強姦など。

## (3) 豊後大野市における刑法犯罪の認知状況

豊後大野警察署管内における近年の刑法犯罪の認知状況については以下のとおりです。大分県全体の傾向と同様に、「窃盗犯」が減少傾向にあることを主な要因として、刑法犯罪認知件数も減少しています。

### ■豊後大野警察署管内における刑法犯罪認知件数の推移■

単位:件

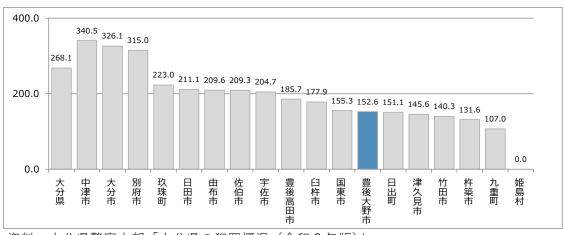


資料: 豊後大野警察署

### (4) 市町村別犯罪率の比較

市町村別に犯罪率<sup>58</sup>を見ると、本市は大分県の値よりも低く、県内では比較的犯罪率が低い地域であることがわかります。

# ■市町村別犯罪率(令和2年)■



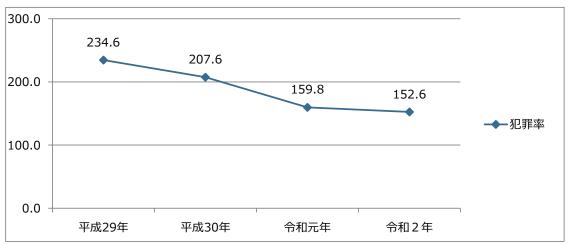
資料:大分県警察本部「大分県の犯罪概況(令和2年版)」

<sup>58</sup> 人口 10 万人あたりに占める刑法犯の発生件数。

# (5) 豊後大野市の犯罪率の推移

本市における犯罪率は、低下傾向が続いています。令和2年は152.6となっています。

### ■豊後大野市における犯罪率の推移■



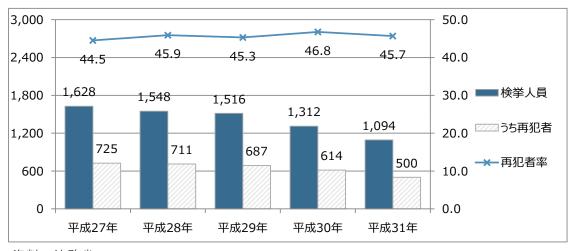
資料:大分県警察本部「大分県の犯罪概況」

# (6) 大分県の再犯者率の推移

大分県の検挙人員及び再犯者数はともに減少傾向にあります。再犯者率59を見ると、平成27年以降40%台半ばと横ばいで推移していることがわかります。

## ■刑法犯検挙者数と再犯者数、再犯者率の推移■

単位:人、%



資料:法務省

<sup>59</sup> 刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合。

# 第3節 計画における重点課題

「大分県再犯防止推進計画」では、以下の6つを重点課題として取り組み を進めていくこととされています。

### ■「大分県再犯防止推進計画」に掲げる6つの重点課題■

- 1. 就労・住居の確保
- 2. 保健医療・福祉サービスの利用促進
- 3. 学校等と連携した修学支援及び非行の防止
- 4. 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- 5. 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
- 6. 国・民間団体等との連携強化

本市においても、国や大分県、警察や民間団体等と連携しながら、市民が 安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、次の重点課題に取り組 みます。

#### ■再犯防止推進計画の重点課題■

- (1) 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進
- (2) 安心して暮らすことのできる福祉や教育の行き届いたまちづくり の推進
- (3) 立ち直ろうとする人を支え、受け入れるまちづくりの推進

# 第4節 計画における取り組み

# (1) 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進

市民の防犯意識の向上を図るとともに、あいさつの励行や防犯パトロールなど、地域住民の協力を得ながら、ソフト面での防犯活動を進めていきます。

また、死角のないまちづくりや地域の環境美化を進めることで、犯罪や犯罪被害の起きにくい、安全で安心なまちの実現を目指します。

合わせて、多くの地域住民が子どもたちと関わりを持ち、犯罪や非行が起こりにくい心豊かな地域づくりを進めます。

## ■市が行う主な取り組み■

| ■川の川ノエな坎ヶ旭の■             |   |                |  |
|--------------------------|---|----------------|--|
| 施策・事業                    | 概要  | 担当部署           |  |
| ① 防犯パトロール活動              | 豊後大野市安全安心パトロール連合隊<br>や防犯協会、自治会等と連携し、子どもた<br>ちの登下校時の見守りや声かけ、危険箇所<br>等の確認を行い、効果的な防犯対策を推進<br>します。  | 総務課            |  |
| ② 安全で住みよいまちづくり推進大会の開催    | 安全で住みよいまちづくり推進大会において、長年にわたり交通安全対策や地域安全活動の推進に貢献した人を表彰し、市民の交通安全並びに地域安全に対する意識を高め、各種交通安全及び防犯運動の周知徹底を図ります。   | 総務課            |  |
| ③ LED防犯灯設置事業             | 犯罪を防止し、安全で安心して暮らせる<br>まちづくりの実現のため、自治会が設置・<br>維持管理する防犯灯の設置にかかる費用<br>に対し補助します。  | 総務課            |  |
| ④ 児童・生徒の健全な<br>育成        | 小中学校において、薬物乱用に伴う心身への悪影響について理解を深めるための取り組みを行います。 コミュニティスクール推進事業や、放課後チャレンジ教室、ジオ学習、キャリア教育等を通じて、学校と地域住民が連携・協働し、子どもたちと様々な体験活動や学び等を行い、豊かな学びや育ちを支えます。 | 学校教育課<br>社会教育課 |  |
| ⑤ 地域における子育て<br>支援サービスの充実 | 地域子育て支援拠点事業を充実し、子育<br>て支援情報の提供、相談・助言の体制を整<br>備し、ファミリー・サポート・センター事<br>業など、地域で安心して子育てできる環境<br>づくりに努めます。  | 子育て支援課         |  |

| 施策・事業     | 概要  | 担当部署  |
|-----------|---|-------|
| ⑥ 教育相談の実施 | スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談活動等を通じて、児童生徒の内面的なケアや環境の改善や支援に向けた取り組みを行います。 | 学校教育課 |

<sup>※</sup>犯罪をした人等に対する施策に限定せず、日常生活で支援を必要とする人への施策 や、犯罪・非行を防止するための取り組みなども間接的に再犯防止の推進につなが ることから、これらも合わせて市が行う主な取り組みとして掲載しています。

# (2) 安心して暮らすことのできる福祉や教育の行き届いたまちづくり の推進

犯歴のある人の多くは安定した仕事や住居がない、高齢である、障がいや 依存症がある、十分な教育を受けていないなど様々な課題を抱えており、そ のことが犯罪を繰り返す一因となっています。

関係機関が連携し、就労・住居の確保のための取り組み、保健医療・福祉 サービスの利用促進、非行の防止と、学校と連携した修学支援等について、 実施体制の構築と強化を図ります。

また、犯罪被害者及びその遺族に対しても、多様な支援の提供を図っていきます。

### ■市が行う主な取り組み■

| 施策・事業  | 概要  | 担当部署            |
|--|---|-----------------|
| ① 生活困窮者自立支援<br>事業 <sup>60</sup> による居住支<br>援と就労支援 | 生活困窮者自立支援事業による支援を<br>通じ、犯歴のある人等の生活の安定を図り<br>ます。また、公共職業安定所等と連携し、<br>就労支援への接続と就労定着を図ります。  | 社会福祉課<br>高齢者福祉課 |
| ② 地域包括支援センターの設置                                  | 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、介護、福祉、健康、保健、医療など様々な面から総合的に支えるための地域の中核機関として地域包括支援センターを設置します。  総合相談事業、権利擁護事業など直接的な支援や包括的・継続的ケアマネジメント事業、介護予防ケアマネジメント事業など介護サービスに関わる間接的な支援を行います。 | 高齢者福祉課          |

 $<sup>^{60}</sup>$  経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図る事業。

| 施策・事業                                 | 概要   | 担当部署                                 |
|---------------------------------------|--|--------------------------------------|
| ③ 障害福祉サービス における就労支援                   | 就労継続支援、就労定着支援等、障害福祉サービスの適切な利用につなげ、障がい者に対する就労機会を提供するとともに、<br>就労定着を図ります。                               | 社会福祉課                                |
| ④ 公営住宅の提供                             | 安定した居住環境を必要とする人に対<br>し、大分県住宅供給公社等と協力しなが<br>ら、市営住宅、県営住宅の利用を促します。                                      | 建設課                                  |
| ⑤ 教育支援センター<br>かじかによる支援                | 教育支援センターかじかにより、学校と<br>連携した修学支援等を行います。  | 学校教育課                                |
| ⑥ 修学支援が必要な人<br>への支援                   | 学び直しを希望する高等学校中退者等に対し、相談支援や矯正施設における復学手続等、必要なサポートについて、大分県教育委員会と連携して提供します。                              | 社会教育課                                |
| ⑦ 犯罪被害者等支援<br>事業                      | 豊後大野市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者やその家族、遺族に対し<br>犯罪被害者等見舞金を支給し、経済的負担<br>の軽減を図ります。<br>また、犯罪被害者等の各種相談に応じま<br>す。 | 総務課                                  |
| ® DV及び虐待事案等<br>への対応                   | 配偶者やパートナー等からの暴力や虐待などで悩む人の相談に対応し、それぞれのケースに対応した支援を総合的に提供します。   | 人権・部落差別<br>解消推進課<br>子育て支援課<br>高齢者福祉課 |
| ⑨ 薬物乱用防止の啓発<br>とアルコール等依存<br>を有する人への支援 | 薬物の乱用は犯罪行為であるという理解が地域に広がるよう、関係機関と連携した広報・啓発活動を行います。また、アルコールをはじめとする依存症を乗り越えるための相談、後方支援を行います。           | 市民生活課                                |
| ⑩ 大分県との協力                             | 大分県が推進する生活困窮者就労準備<br>支援事業や生活困窮者就労訓練事業につ<br>いて、実施に向けた体制づくりを進めま<br>す。                                  | 社会福祉課                                |

# (3) 立ち直ろうとする人を支え、受け入れるまちづくりの推進

犯歴のある人への支援には、地域での受け入れが大きな役割を果たします。 犯罪や非行に陥った人の立ち直りを見守り、受け入れる気運の醸成が不可欠 です。

そのため、社会を明るくする運動などを通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進します。更生保護の活動拠点である豊後大野更生保護サポートセンターの運営支援などを通じ、相談体制の充実を図ります。

また、保護司会、更生保護女性会、協力雇用主会、BBS会などの更生保護 関係の支援者・団体の活動を支援し、民生委員・児童委員や社会福祉協議会 等との連携を図ります。

## ■市が行う主な取り組み■

| 施策・事業                          | 概要  | 担当部署             |
|--------------------------------|---|------------------|
| ① 社会を明るくする運動の推進と再犯防止<br>に関する啓発 | 社会を明るくする運動の趣旨に賛同した機関・団体で「"社会を明るくする運動"豊後大野市推進委員会」を構成し、7月の強調月間を主にメッセージ伝達式、啓発キャンペーン、豊後大野市大会(講演会)の開催、「市報ぶんごおおの」やケーブルテレビ等を活用した広報・啓発活動などを行い、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域づくりを進めます。                       | 人権・部落差別<br>解消推進課 |
| ② 更生保護関係団体等<br>との連携と活動支援       | 更生保護や非行防止の取り組みを支え、活発に活動する保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会、BBS会等と連携した取り組みを国や県とも協力しながら進めます。  更生保護活動の拠点となる豊後大野更生保護サポートセンターの運営や活動の支援をします。 また、更生保護に関わる人材の確保への協力や日常生活の支援に携わる民生委員等の地域関係者、社会福祉協議会等との連携強化を図ります。 | 人権・部落差別<br>解消推進課 |
| ③ 情報共有体制の構築<br>と強化             | 大分保護観察所や警察等の関係機関や<br>保護司会、更生保護女性会などの民間協力<br>者等と再犯防止に関する情報を共有する<br>場を設定し、ネットワークの強化を図りま<br>す。<br>また、市内の関係機関や市役所各課との<br>連携を進めます。   | 人権・部落差別<br>解消推進課 |

| 施策・事業                 | 概要  | 担当部署                      |
|-----------------------|---|---------------------------|
| ④ 更生保護関係団体等<br>の活動の広報 | 更生保護活動を行う団体の取り組みや協力雇用主制度等について、市報等を活用<br>して広く市民へ周知し、理解を深めます。 | 人権・部落差別<br>解消推進課          |
| ⑤ 大分少年院との連携           | 大分少年院と連携し、少年院での更生活<br>動の取り組み等を市役所やイベントなど<br>で紹介します。         | 人権・部落差別<br>解消推進課          |
| ⑥ 人権教育・啓発             | 一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現のため、様々な学習機会<br>を通じて、人権教育・啓発を行います。  | 人権・部落差別<br>解消推進課<br>社会教育課 |

# 第5節 計画の評価と進行管理

再犯防止推進計画は、市の関係課の担当者で構成する策定作業部会において計画素案の検討を行い、豊後大野市地域福祉計画策定委員会において決定したものです。

計画の進捗及び評価については、適宜策定作業部会において行うとともに、その内容は豊後大野市地域福祉計画策定委員会でも共有することとします。

